

「地球温暖化対策のための税における石油石炭税の税額変更」
に伴う都市ガス料金の改定について

平成 28 年 6 月 2 日
武陽ガス株式会社

平素より、武陽ガスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、平成 24 年 10 月 1 日に導入された「地球温暖化対策のための税における石油石炭税の税額変更」に伴い、本年 6 月 14 日を実施日とする一般ガス供給約款および選択約款の変更を、4 月 27 日、関東経済産業局長へ届出いたしました。これに伴い、平成 28 年 7 月検針分のガス料金から増税分を反映させていただきます。

「地球温暖化対策のための税」は、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策（エネルギー起源 CO₂ 排出抑制対策）を強化するために制定された「地球温暖化対策のための課税の特例（租税特別措置法／平成 24 年 10 月 1 日施行）」に基づき導入され、エネルギーを利用する全ての国民が税金を負担し、地球温暖化の防止に努めることが目的とされております。

上記の改定により、1 m³につき 0.21 円（税込）もしくは 0.22 円（税込）を基準単位数に上乗せさせていただきますが、これによる標準家庭（※）における影響額は、月額 +7 円（税込）となります。

弊社では、今後も環境負荷の低い「天然ガス」の高効率利用の促進とともに、経営効率化によるコスト低減に取り組んでまいりますので、お客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（※）標準家庭の 1 ヶ月あたりの使用量は、30 m³（平成 23 年～平成 27 年の 5 年間の家庭用平均使用量）として算定しています。

1. 実施日

実施日は平成 28 年 6 月 14 日とし、ガス料金への反映は平成 28 年 7 月検針分からとさせていただきます。

2. 一般ガス供給約款料金表（税込）

料金表	適用区分	基本料金	基準単位数（1 m ³ あたり）	
			（旧）	（新）
料金表 A	0 m ³ ～25 m ³ まで	524.88 円	222.12 円	222.33 円
料金表 B	25 m ³ 超～70 m ³ まで	1,593.00 円	179.39 円	179.61 円
料金表 C	70 m ³ 超～200 m ³ まで	2,008.80 円	173.45 円	173.67 円
料金表 D	200 m ³ 超～	2,646.00 円	170.27 円	170.48 円

※各月のご使用量に応じて、料金表 A～D の各料金表を適用します。

※料金表 A～D の各料金表の適用区分の使用量および基本料金は変更ございません。

※基準単位数は、平成 26 年 4～6 月の平均原料価格 87,490 円／t に基づくもので、毎月の料金に適用する調整単位数は、基準単位数に原料費調整制度に基づく調整額を加算または減算して算定します。

※平成 28 年 7 月検針分に適用する調整単位数における標準家庭（30 m³）の月額ガス料金は 4,425 円（税込）となります。

3. 選択約款

各選択約款のそれぞれの料金表の基準単位数に、1 m³につき 0.21 円（税込）もしくは 0.22 円（税込）を上乗せさせていただきます。

以上